

社会福祉法人広陵福祉会ときわ広陵こども園の設置に係る三者協議会設置規程を次のように制定する

令和6年11月1日

社会福祉法人広陵福祉会理事長 畠山 恵 俊

社会福祉法人広陵福祉会ときわ広陵こども園の設置に係る三者協議会設置規程
(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広陵福祉会（以下「法人」という。）の設置する公私連携幼保連携型認定こども園ときわ広陵こども園（以下「こども園」という。）の設置に関して、園運営の諸事項を確認し、円滑かつ適正な引継ぎと開園後の安定した運営を図るため、こども園に在籍する園児の保護者、広陵町及び法人の三者が協議する場（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる団体により選任された委員をもって構成する。

- (1) 保護者 こども園に在籍する園児の保護者代表 2名
- (2) 広陵町 2名
- (3) 法人 2名

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は、妨げない。

2 委員の欠員により新たに選任された委員の任期は、任命の日から前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(委員の報酬)

第4条 委員は、無報酬とする。

(協議事項)

第5条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 開園後のこども園の教育・保育に関する事項
- (2) 運営の引継ぎ及びそれに関連する事項
- (3) 保護者負担に関する事項
- (4) その他こども園の運営に関し、会長が必要とする事項

(会長及び副会長)

第6条 協議会は、会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、法人理事長が選任した者とし、副会長は委員の互選による者とする。

3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 会議は、年度1回以上開催する。また、委員から会長に対し開催の要請があった場合においても開催するものとする。

2 会議は、会長が招集する。

3 会長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の決議)

第8条 会議の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理する為、事務局を置く。

2 事務局は、法人理事長の任命するこの法人の職員若干名をもって構成する。

3 事務局の職員は、会長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成、会議の概要を記録した議事録の作成などの事務を行う。

4 前項に規定する会議の議事録は、こども園掲示板及び法人ホームページで公開するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会で協議して定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、協議会の議を経て法人が行なう。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年11月20日から施行する

(経過措置)(読替)

2 第3条第1項の委員任期については、令和6年度の委員の任期は任命の日から令和7年3月31日までとする。

3 第1条中の本園に在籍する園児とは、令和8年4月1日こども園開園までの期間は、広陵町立広陵東小学校附属幼稚園在園児、広陵町立広陵南保育園在園児及び社会福祉法人広陵福社会常葉保育園在園児とする。

4 第2条の保護者代表に関して、令和8年4月1日開園までの期間は、広陵町立広陵東小学校附属幼稚園PTA代表1名、広陵町立広陵南保育園保護者会代表1名及び社会福祉法人広陵福社会常葉保育園代表1名とする。

5 第7条第1項中年度1回以上とあるのは、令和8年4月1日開園までの期間は、原則年度3回以上とする。